



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援

特別給付金のご案内

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、新たに子育て世帯生活支援特別給付金として支給します。

1. 支給対象者

下記の ① または ② に当てはまる方

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の
支給対象者であった方

※申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方

② 令和5年3月31日時点で 18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等
であって

令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給金額

児童1人当たり 一律 **5万円**

※支給にあたっては申請が不要な場合と必要な場合がありますのでご確認ください。

3. 給付金の支給手続き

(1) 支給対象者 ① の方

給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。

後日郵送により案内文を送付しますのでご確認ください。

本給付金は前回支給している口座に5月末頃にお振込みする予定です。

(2) 支給対象者 ② の方

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

必要書類については、町ホームページで確認されるか、下記担当者までご連絡ください。

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
**“振り込め詐欺”や“個人情報の
詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

こども家庭庁コールセンター
☎ 0120 - 400 - 903

詳しい申請方法は下記担当係まで
ご連絡ください

役場保健福祉課子育て支援係
☎ 29-2111（内線277）